

学校法人夙川学院 役員及び評議員の報酬等の支給規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人夙川学院（以下「学院」という。）の寄附行為第58条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、法人において勤務することが常態である者であつて、次号に該当する職員理事を除いた者をいう。
- (3) 職員理事とは、学院の職員（学長、園長を含む。）として給与の支給を受けている理事をいう。職員が理事となったときは、職員としての身分は継続し、理事在任期間は職員としての勤続年数に加える。
- (4) 非常勤理事とは、前2号以外の理事をいう。
- (5) 常勤監事とは、監事のうち学院を主たる勤務場所とする者をいう。
- (6) 非常勤監事とは、前号以外の監事をいう。
- (7) 職員評議員とは、学院の職員として給与の支給を受けている評議員をいう。
- (8) 報酬等とは、報酬、賞与、退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。この報酬等には、教職員の給与規程に基づくものを含まない。
- (9) 費用とは、役員又は評議員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤理事、常勤監事及び職員理事の役員 報酬、賞与、退職慰労金
- (2) 非常勤の理事及び監事 報酬、退職慰労金
- (3) 評議員 報酬

(報酬等の額の算定方法)

第4条 役員に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じて算定する。

- (1) 報酬 別表第1または第2若しくは第3の俸給表のとおりとし、各役員の報酬月額は俸給表のうちから、理事会において決定する。
- (2) 賞与 常勤理事、監事及び職員理事に支給する場合の額は理事会において決定する。
- (3) 退職慰労金 最終報酬月額×在任年数
上記在任年数は就任から退任までの年数とする。ただし、1年未満の端数月は1年として計算する。

(評議員の報酬)

第5条 評議員に対する報酬日額は、別表第4のとおりとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月21日（ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。）
- (2) 賞与 毎年3月
- (3) 退職慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後1か月以内

- 2 評議員の報酬は、評議員会の出席等法人運営のための業務にあたった都度、支給する。
- 3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第7条 非常勤理事、非常勤監事及び評議員（職員評議員を除く。）には、理事会及び評議員会の出席等法人運営のための業務に当たった都度、報酬とは別に交通費を支給する。

- 2 役員及び評議員が職務の執行のために出張した場合は、当該役員及び評議員に対して旅費を支給する。
- 3 役員及び評議員が職務の執行に当たって、前2項以外の費用を要する場合は、その実費を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第9条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50銭以上であるときは、これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

第10条 学院は、この規程を報酬等の支給の基準として学院のホームページに公表する。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

- 1 この規程は、2020年4月1日より施行する。この規程の施行に伴い、役員の報酬、退任慰労金及び旅費に関する規程は廃止する。
- 2 この規程は、2025年4月1日より施行する。

別表第1（常勤の役員の報酬）

号俸	理事長	理事	監事
1	月額 91万円	月額 35万円	月額 35万円
2	月額 104万円	月額 40万円	月額 40万円
3	月額 117万円	月額 45万円	月額 45万円
4	月額 130万円	月額 50万円	月額 50万円
5	月額 143万円	月額 55万円	月額 55万円

別表第2（職員理事の報酬）

号俸	理事長	理事
1	月額 28万円	月額 14万円
2	月額 32万円	月額 16万円
3	月額 36万円	月額 18万円
4	月額 40万円	月額 20万円
5	月額 44万円	月額 22万円

別表第3（非常勤理事及び監事の報酬）

号俸	理事長	理事	監事
1	月額 28万円	月額 5万円	月額 10万円
2	月額 32万円	月額 5万5千円	月額 11万円
3	月額 36万円	月額 6万円	月額 12万円
4	月額 40万円	月額 7万円	月額 13万円
5	月額 44万円	月額 8万円	月額 14万円

別表第4（評議員の報酬）

評議員	評議員会等に出席その他法人の業務	日額1万円
-----	------------------	-------